

「福井県職員住宅の貸付制度について」

1 目的

県内高校を卒業後、県内の大学・専修学校へ進学する学生で、自宅からの通学が困難な者（例：嶺南から嶺北への進学など）を対象に、福井県職員住宅を貸し付ける仕組みを大学等と協力して設けることにより若者の県内定着を促進する。

2 概要

- ・ポイント 県と大学等が県有財産の貸付契約を結ぶことにより、契約を結んだ大学等が、その県有財産を、大学等の新入学生に対し貸し出すことを認めるものです。
- ・貸付対象 県内の大学、専修学校
- ・主な流れ ①入居を希望する学生が各大学・専修学校の担当窓口に申込
②大学等から県に対し貸付申込書を提出
③条件等を確認した後、県から大学等に対し貸付の可否を回答
④県と大学等で県有財産貸付契約を締結
⑤大学等から入居希望学生に対し、貸付の可否を回答
※入居者は通学する大学等に対し、所定の貸付額を支払うことになります。

3 貸付対象公舎の概要（令和4年12月現在）

建物名	構造	間取り	築年数 R5.4.1現在	R 5 年度 貸付可能 室数	R 5 貸付額の目安 1室あたり月額 (共益費・光熱水費等 別途)
日光職員住宅B棟	R C 4	3DK	築34年	2室程度	26,340円／月
計				2室程度	—

※R C 4……鉄筋コンクリート4階建て

※令和5年度は、日光職員住宅A棟、板垣職員住宅、三郎丸職員住宅、木田単身職員住宅に空き室がないため、貸し出しできません。

※令和5年度の貸付室数は、翌年度以降の貸付室数を考慮し、決定します。

※上記内容は、県職員の入居状況により、断りなく変更する場合があります。

※礼金や敷金はありません。

※壁紙の張替、給排水設備のパッキン取替等の簡易な修繕は、入居者負担となります。